平成２１年（再イ）第１４号
鳥取県米子市皆生４丁目９番24号
再生債務者　小野田　眞
1　決議に付する再生計画案　平成21年８月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年９月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月28日まで
平成21年８月27日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（再イ）第９０号
北九州市小倉北区中津口１丁目10番41号シティハイツ中津口205号
再生債務者　坂口　　覺
1　決議に付する再生計画案　平成21年８月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年９月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月17日まで
平成21年８月27日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再イ）第９２号
北九州市八幡東区槻田２丁目１番23号
再生債務者　岩佐宇志夫
1　決議に付する再生計画案　平成21年８月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年９月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月17日まで
平成21年８月27日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再イ）第１１号
青森県五所川原市みどり町３丁目12番地
再生債務者　田戸岡善明
1　決議に付する再生計画案　平成21年８月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年９月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月27日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２１年（再イ）第１８号
広島県呉市広古新開６丁目５番17号豊和寮
再生債務者　大利　英史
1　決議に付する再生計画案　平成21年８月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年９月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月27日　　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（再イ）第８号
愛媛県今治市波止浜６番地115　波止浜造船第３社宅404号
再生債務者　山本　　剛
1　決議に付する再生計画案　平成21年８月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年９月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月27日　松山地方裁判所今治支部

平成２１年（再イ）第３６号
神戸市西区春日台３丁目１番地１―704号
再生債務者　梅本　剛稔
1　決議に付する再生計画案　平成21年８月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年９月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月28日まで
平成21年８月27日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２１年（再イ）第２１号
長崎県大村市玖島２丁目173番地１
再生債務者　塚根　　博
1　決議に付する再生計画案　平成21年８月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年９月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月11日まで
平成21年８月28日　長崎地方裁判所大村支部

平成２１年（再イ）第１６１号
兵庫県三田市木器1594番地24
再生債務者　西岡　里花
1　決議に付する再生計画案　平成21年８月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年９月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月18日まで
平成21年８月28日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２１年（再イ）第１７１号
兵庫県三田市西相野817番地２
再生債務者　髙本　　朗
1　決議に付する再生計画案　平成21年８月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年９月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月18日まで
平成21年８月28日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１１号
兵庫県三田市すずかけ台３丁目５番地４　12棟404号
再生債務者　吉田　眞一
1　決議に付する再生計画案　平成21年８月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年９月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月18日まで
平成21年８月28日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２１年（再イ）第９号
福島県石川郡石川町大字双里字本宮98番地
再生債務者　相楽　信雄
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成21年８月26日
福島地方裁判所白河支部再生係

小規模個人再生による免責決定

平成２１年（モ）第１９号
三重県伊賀市寺脇72番地の２
再生債務者　池ノ内信之
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成21年８月27日　　津地方裁判所伊賀支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２１年（再ロ）第２号
宮城県石巻市門脇字青葉東116番地８
再生債務者　佐々木　洋
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月16日まで
4　一般異議申述期間　平成21年９月30日から平成21年10月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２１年（再ロ）第１号
宮城県栗原市築館字黒瀬百目木６番地４
再生債務者　佐藤　大和
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月24日まで
4　一般異議申述期間　平成21年10月５日から平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１０１１６号
東京都八王子市元八王子町２―3367―19
再生債務者　橋本　　昇
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月24日まで
4　一般異議申述期間　平成21年10月６日から平成21年10月27日まで
東京地方裁判所民事第20部